

健康寿命の延伸に関する包括連携協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪市及び公立大学法人大阪市立大学（以下「両者」という。）が平成29年2月28日付けで締結した大阪市と大阪市立大学との連携協力に関する基本協定に基づき、両者の包括的な連携のもと、より実効性の高い大阪市の健康・福祉施策の企画・実行を通じて、健康寿命の延伸に向けた取組を推進するとともに、大阪市立大学の学術研究・教育機能の向上を図ることを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、健康寿命の延伸に向けた取組に関する次に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 市民の健康の保持・増進に係る施策に関すること
- (2) 高齢者の福祉・介護に係る施策に関すること
- (3) 人材の育成に関すること
- (4) その他両者が必要と認めること

(連絡調整)

第3条 前条の規定による連携及び協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整窓口を設ける。

(機密保持義務)

第4条 両者は、特定機密情報（第2条の規定による連携及び協力において知り得た情報であって、両者が機密情報として指定したものをいう。）及び個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）については、それぞれ機密情報として保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき大阪市が公開決定をする場合は、この限りでない。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、両者のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様の取扱いとする。

(その他)

第6条 この協定に規定のない事項及び本協定の条項に関して疑義が生じたときは、両者が協議の上、別途定めることとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月28日

大阪市
市長 吉村 洋文

公立大学法人大阪市立大学
理事長 荒川 哲男